

悪徳商法・マルチ商法について（注意喚起）

柏警察署および柏市消費生活センターより、マルチ商法・悪徳商法による大学生の被害が多発しているとの連絡がありました。以下に列記する事例は違法な行為で、消費者が不利益を受けるような商品、サービスを提供することを「悪徳商法」・「悪質商法」といい、全国でも被害が拡大しているとのことです。

万一、「被害にあったかも」「悪徳商法ではないか」と思った時は、学生支援グループに早急に相談するとともに、消費者生活センターや警察にも相談するようにしてください。

■悪徳商法・マルチ商法の主な手口

- ①友人を通じて会社のパーティに誘い、別の友人に紹介すれば高額な紹介手数料が手に入る等と言葉巧みに高額なDVD・チケット・商品等の購入を強要された。
- ②DVD等商品の代金支払いのため、学生ローンや消費者金融から借金をしたが、他の人を誘えば返済できると言われた。

名称	特徴
①資格商法	「就職には資格があると有利」等と教材やセミナーを勧める
②デート商法	デート等を通じて恋愛環状を起こさせ、高額の商品を売りつける
③マルチ商法	会員が商品の販売員となり、新たに販売員を勧誘すると報酬を得られる
④利殖商法	「必ず儲かる」としてリスクの高い未公開株や為替取引の出資を強要される
⑤内職商法	「在宅で誰でもできる仕事」と勧誘し、登録料や道具代を請求する
⑥催眠商法	展示会などで人を集め、断りづらい空気を作って高額商品を買わせる
⑦送りつけ商法	頼んでいない商品を送り、問い合わせてきた相手に「金を払え」と迫る

■被害に遭わないために

- ・うまい話はめったにありません。“おいしい話”と思ったら、十分警戒し必要がない時はきっぱりと断りましょう。
- ・契約の際、すぐに署名や押印をせず、契約書や申込書の内容を十分確認しましょう。家族等信頼おける人に相談し、翌日以降に署名や押印をするくらいのゆとりを持ちましょう。
- ・身に覚えのない請求は、無視することが一番です。下手に動くとも個人情報を知らせてしまうこととなります。
- ・その場で即決せずに、家族や友人に相談することも有効です。

■万一被害に遭ってしまったら・・・

相談場所	相談時間	電話
柏市消費生活センター	月～金 9：00～16：30	04-7164-4100
柏警察署	月～金 9：00～16：30	04-7148-0110

令和元年 5月 17日

麗澤大学
学生支援グループ (04-7173-3654)